

国民健康保険・後期高齢者医療のお知らせ



市ホームページ

問 / 国民健康保険 = 保険年金課資格課担当 (☎027-321-1235)

後期高齢者医療 = 保険年金課医療給付担当 (☎027-321-1237)

対象者へ「資格確認書」か「資格情報のお知らせ」を7月中に発送します

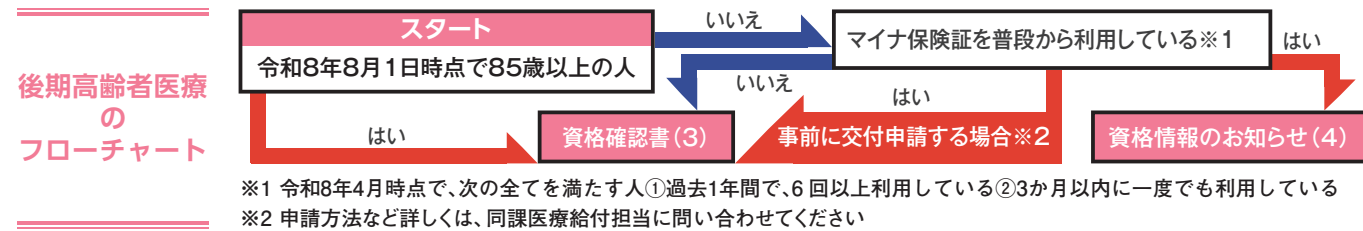
現在使われている物の有効期限は、7月31日(金)です。令和8年8月以降に使う物は、7月中に普通郵便で発送します。事前に申請すれば、簡易書留の他、市役所1階同課や各支所市民福祉課でも受け取れます。

| 対象 | 届く物 | 事前受け取りの申請期限 |
|----------------------|----------------------------|-------------|
| 国民健康保険 | | |
| マイナ保険証を持っていない人 | (1) 資格確認書 | 6月19日(金) |
| マイナ保険証を持っている70歳以上の人※ | (2) 資格情報のお知らせ | |
| 後期高齢者医療 | | |
| フローチャート(下記)のとおり | (3) 資格確認書 (4) 資格情報のお知らせ | 6月30日(火) |

■使い方

(1) (3) 資格確認書 = 医療機関を受診する時に提示する
 (2) (4) 資格情報のお知らせ = 医療機関でマイナ保険証が読み取れない場合などに、マイナ保険証と併せて提示する

※70歳未満の人で、既に資格情報のお知らせが交付されている人には発送しません。引き続きお手元の物を使ってください。



国民健康保険税を滞納している世帯には、特別療養費が適用されます

国民健康保険税を滞納すると、延滞金の加算や差し押さえなどの滞納処分を受けることがあります。災害や病気などの特別な事情がなく滞納が1年続くと、「資格確認書(特別療養)」か「資格情報のお知らせ(特別療養)」が交付されます。これらを交付された人は保

険診療を受けられますが、医療機関の窓口でいったん医療費の全額を支払わなくてはなりません。特別な事情で納付が困難な場合や、医療費を全額支払った場合は、同課か各支所市民福祉課へ相談してください。



国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の税・料率などを変更

制度改正により、国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の税・料率や最高限度額、軽減する所得基準などが一部変更になる他、子ども・子育て支援金分が新たに加わります。軽減は、前年の所得が一定の基準額以下の場合に適用されます。世帯主と保険加入者で所得を申告していない人がいると、軽減が適用されません。

詳しくは、7月中に発送する納入通知書などで確認してください。

■令和8年度の国民健康保険税と後期高齢者医療保険料

| 区分 | 国民健康保険税 | | | | 後期高齢者医療保険料 | |
|--------------|----------|------------|----------------|-------------|------------|-------------|
| | ①医療分 | ②後期高齢者支援金分 | ③介護分(40~64歳の人) | 子ども・子育て支援金分 | ④医療分 | 子ども・子育て支援金分 |
| 所得割額 | 6.8% | 2.5% | 2.1% | 0.3% | 9.78% | 0.25% |
| 均等割額(1人当たり) | 27,400円 | 9,700円 | 10,600円 | 1,300円 | 54,600円 | 1,400円 |
| 平等割額(1世帯当たり) | 21,400円 | 6,900円 | 6,100円 | 800円 | - | - |
| 最高限度額 | 670,000円 | 260,000円 | 170,000円 | 30,000円 | 850,000円 | 21,000円 |

■主な変更点 ●①②③の所得割額、均等割額の引き上げ ●②の平等割額の引き上げ ●①の最高限度額の引き上げ ●均等割額と平等割額のうち、5割・2割の軽減を判定する所得基準の範囲を拡大 ●④の所得

割額を引き下げ、均等割・最高限度額を引き上げ ●④の均等割額のうち、5割・2割の軽減を判定する所得基準の範囲を拡大 ●④の均等割額のうち、7割軽減を令和8・9年度に限り7.2割軽減に変更

各種相談ガイド

| | 相談名 | 日時 | 会場 | 問い合わせ先 |
|----------------------------|---|--|---|--|
| 専門家による相談 | 法律相談 | 6月12日~7月3日の金曜、午後1時(予約制、定員6人、市民に限る) | 市役所1階 市民相談室 | 市民生活課 ☎027-321-1227 相談を実施する週の月曜の午前9時から電話で予約受け付け |
| | | 6月18日(木)午後1時30分(予約制、定員4人、市民に限る) | 群馬支所 2階会議室 | 群馬支所地域振興課 ☎027-373-1212 相談日の前日まで予約受け付け |
| | 法律相談(離婚、DV、雇用問題など) | 6月18日(木)午後1時30分(予約制、定員4人、市民に限る) | 新町支所 西庁舎2階会議室 | 新町支所地域振興課 ☎0274-42-1235 相談日の前日まで予約受け付け |
| | | 6月17日(水)午後1時30分(予約制、定員4人、市民に限る) | 吉井支所 1階相談室 | 吉井支所地域振興課 ☎027-387-3112 相談日の前日まで予約受け付け |
| | 行政相談 | 6月16日(火)午後1時~4時(予約制、定員6人、市内在住、在勤、在学の人) | 市民活動センター・ソシアス | 男女共同参画センター ☎027-329-7118 |
| | 相続(行政書士)相談 | 6月15日・7月6日の月曜、午後1時~4時 | 市役所1階 市民相談室 | 市民生活課 ☎027-321-1227 |
| | | 6月18日(木)午後1時30分~3時30分 6月17日(水)午後1時30分~4時30分 6月24日(水)午後1時~4時 | 箕郷支所 3階第4会議室 群馬支所 2階会議室 吉井支所 1階相談室 | 箕郷支所地域振興課 ☎027-371-4185 群馬支所地域振興課 ☎027-373-1212 吉井支所地域振興課 ☎027-387-3112 |
| | 登記相談 | 6月12日(金)午後1時30分~3時30分 | 吉井支所 1階相談室 | 吉井支所地域振興課 ☎027-387-3112 |
| | 税務相談 | 6月19日(金)午後1時~4時 | 群馬支所 2階会議室 | 群馬支所地域振興課 ☎027-373-1212 |
| | 公証相談(遺言など) | 6月23日(火)午後1時~4時 | 市役所1階 市民相談室 | 市民生活課 ☎027-321-1227 |
| 6月16日(火)午後1時~4時(予約制、定員12人) | | 市役所1階 市民相談室 | 市民生活課 ☎027-321-1227 相談日の前日まで予約受け付け | |
| 高齢者相談 | 6月18日(木)午後2時~4時(予約制、定員4人) | 市役所1階 市民相談室 | 市民生活課 ☎027-321-1227 相談日の2日前まで予約受け付け | |
| | 予約制、定員3人、午後1時~4時 老後の生活設計、年金保険、成年後見、相続 毎週水曜、第4土曜 登記、相続、遺言、成年後見などの手続き 第2・4日曜 法律に関する相談 第1・3土曜 | 高齢者福祉なんでも相談センター(連雀町) | 高齢者福祉なんでも相談センター ☎027-329-7070 相談日の前月1日から予約受け付け | |
| 空家・相続出張相談 | 月~土曜、午前9時~午後6時(予約制) | 外出が難しい人などの自宅(市内)に訪問します | 行政書士高崎事業協同組合 ☎080-8090-0222 | |
| 一般相談 | 一般相談 | 月~金曜、午前9時~午後4時 | 市役所1階 市民相談室 | 市民生活課 ☎027-321-1227 |
| | 消費生活相談 | 月~金曜、午前9時~午後4時30分 | 市役所1階 消費生活センター | 消費生活センター ☎027-327-5155 |
| | 男女共同参画相談 | 月~金曜、午前9時~午後4時 | 市民活動センター・ソシアス | 男女共同参画センター ☎027-329-7119 |
| | 女性相談 | 月~金曜、午前9時~午後4時 | 市民活動センター・ソシアス | 男女共同参画センター ☎027-329-7119 |
| | 外国人相談 | 英語=月~金曜 中国語・ポルトガル語=月・木曜 スペイン語=火曜 タガログ語=水曜 ベトナム語・ネパール語=金曜、午前8時30分~午後5時(ネパール語は午後0時30分まで) | 市役所2階 外国人相談支援センター | 外国人相談支援センター ☎027-321-3100 |
| | 行政書士による外国人相談 | 水曜、午後1時~5時 | | |
| | 交通事故相談 | 木曜、午前9時~午後4時(予約制) | 市役所1階 市民相談室 | 地域交通課 ☎027-321-1231 |
| | 農業相談 | 月~金曜、午前8時30分~午後5時15分(予約制、祝日を除く) | 市役所14階 農業委員室 | 農業委員会事務局 ☎027-321-1299 |
| | 福祉求職・求人相談 | 月~金曜、午前9時~午後5時 | 高崎市労使会館1階 | 群馬県福祉マンパワーセンター 高崎支所 ☎027-324-2761 |
| | 教育・福祉 | 教育相談 | 月~金曜、午前10時~午後5時 | 教育センター |
| 子ども発達相談 | | 月~金曜、午前8時30分~午後5時15分(予約制) | 高崎市児童相談所2階 | 子ども発達支援課 ☎027-345-5192 |
| 高齢者のための相談 | | 月~金曜、午前8時30分~午後5時15分 | 各地域の高齢者あんしんセンター | 長寿社会課 ☎027-321-1319 |
| 悩み | 障害がある人のための相談 | 火~日曜、午前10時~午後6時 月~土曜、午前9時~午後5時 | 総合保健センター2階 障害者支援SOSセンター 総合福祉センター1階 障害者サポートセンター | 障害者支援SOSセンターばる〜ん ☎027-325-0111 FAX027-325-0112 障害者サポートセンターる〜ぶ ☎027-370-8827 FAX027-370-8831 |
| | なやみごと相談 家庭児童相談 青少年悩みごと相談 | 金曜、午後1時~4時(予約制) 月~金曜、午前8時30分~午後5時15分 月~金曜、午前8時30分~午後5時15分 | 中央公民館 高崎市児童相談所2階 市役所16階 防犯・青少年課 | 中央公民館 ☎027-322-8605 子ども発達支援課 ☎027-345-5191 防犯・青少年課 ☎027-322-2559 |
| 電話相談 | 人権相談 | 6月16日(火)午後1時30分~3時30分 7月7日(火)午後1時30分~3時30分 | たかさき人権プラザ(倉賀野町) 市役所9階 人権男女共同参画課 | 人権男女共同参画課 ☎027-321-1228 |
| | DV電話相談 | 月~金曜、午前9時~午後4時 | 専用電話 | ☎027-381-6223 |
| | 犯罪被害者電話相談 | 月~金曜、午前9時~午後4時 | 専用電話 | ☎027-321-2173 |
| | 子どもSOSダイヤル | 月~金曜、午前8時30分~午後10時 | 専用電話 | ☎027-321-1359(市内在住、在学の小・中・高校生と保護者) |
| | 児童虐待電話相談 | 毎日24時間 | 専用電話 | ☎027-345-5189 |
| 家庭児童電話相談 | 毎日24時間 | 専用電話 | ☎027-345-5191 | |
| 障害者虐待電話相談 | 毎日24時間 | 専用電話 | ☎027-388-8824 | |

6月10日(水)~7月9日(木)